



# 西尾市教育大綱

*General rules of the comprehensive policy on the promotion of education, academic studies and the culture of Nishio City*

2020 ▶ 2022

知



徳



体

令和2年3月  
西尾市



# 目次

Index

1	大綱の位置付け	1
2	大綱の対象期間	2
3	大綱の基本目標	3
4	大綱の体系	4
5	大綱の基本施策	5
	◆子育て	5
	◆学校教育	6
	◆生涯学習	7
	◆歴史文化	8
	◆スポーツ	9
	◆青少年健全育成	10

## 1

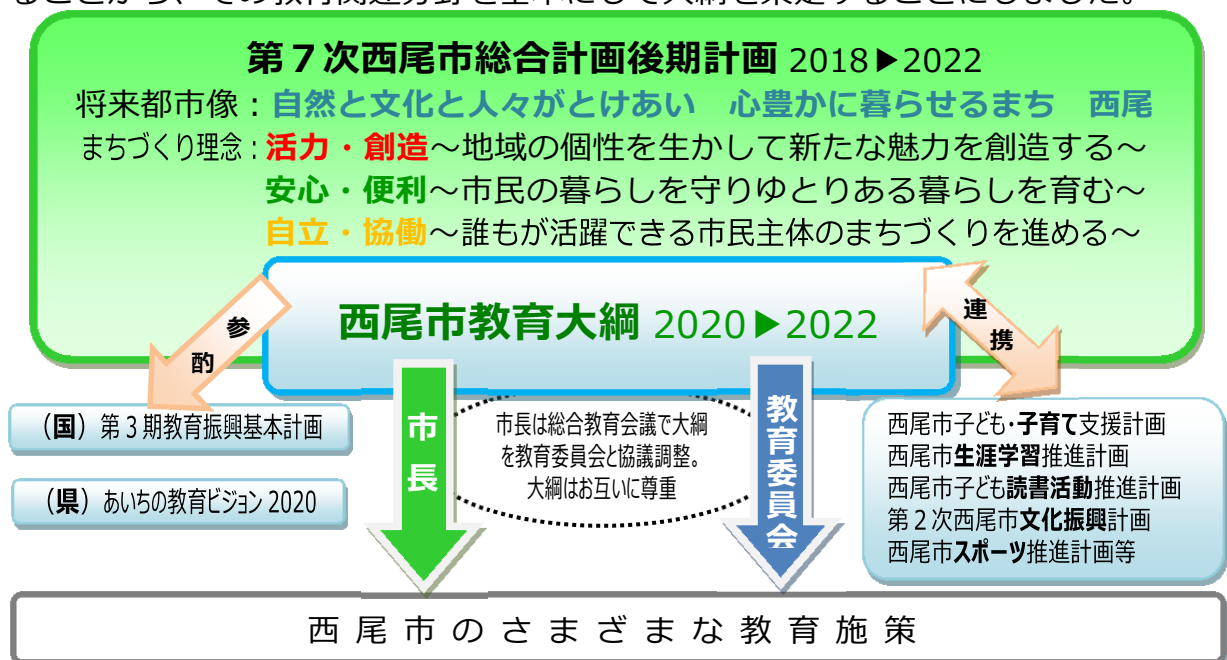
## 大綱の位置付け

平成 26（2014）年 6 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、平成 27（2015）年度から、すべての地方公共団体の長には、その地域の実状に応じ、当該地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策について、その目指す姿や施策の根本となる方針を明らかにするための「教育に関する大綱（以下「大綱」という。）」の策定が求められています。

西尾市教育委員会では、「教育基本法」の努力規定に基づき、平成 27（2015）年 3 月に『西尾市教育振興基本計画（以下「振興計画」という。）』を策定しました。平成 26（2014）年 7 月に文部科学省初等中等教育局長が発出した通知文書では、振興計画をもって大綱に代える場合は大綱の策定の必要はないことが示されたことから、西尾市（以下「市」という。）では、平成 27（2015）年 5 月に開催した総合教育会議において市長が教育委員会と協議・調整を行い、振興計画を大綱に位置づけました。

振興計画については、令和元（2019）年度で計画期間の終期を迎えることから、市は令和元（2019）年 8 月に開催した総合教育会議で新たに大綱を策定することを表明しました。

市では、教育に関する目指す姿や施策方針については、市の最上位計画である『第 7 次西尾市総合計画後期計画（平成 30（2018）年 3 月策定）』に掲げていることから、その教育関連分野を基本にして大綱を策定することにしました。



## 2

## 大綱の対象期間

大綱が対象とする期間については、法律では定められていませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、4年～5年程度が想定されています。

市では、『第7次西尾市総合計画後期計画』の終期に合わせて、**大綱の対象期間を、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間**とします。

なお、期間中においても国や県などの教育施策の新たな展開や市の教育環境の動向に大きな変化が生じた場合には必要に応じて見直していくこととします。

計画／年度	2018 (平 30)	2019 (令元)	2020 (令 2)	2021 (令 3)	2022 (令 4)
西尾市 教育振興基本計画	2015 → 2019 (平 27 → 令元)				
<b>西尾市教育大綱</b>			2020 → 2022 (令 2 → 令 4)		
第7次西尾市 総合計画後期計画	2018 → 2022 (平 30 → 令 4)				
(国) 第3期 教育振興基本計画	2018 → 2022 (平 30 → 令 4)				
(県) あいち教育 ビジョン 2020	2016 → 2020 (平 28 → 令 2)				

## 3

## 大綱の基本目標

『第7次西尾市総合計画後期計画（以下「総合計画」という。』では、将来都市像「**自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾**」の実現に向けて、6つの基本目標を設定し、これまでに積み重ねてきた各地域でのまちづくりの成果と特色を相互に結びつけながら、新たな人と人の交流の輪を広げ、夢と誇りの持てる地域（郷土愛）を築き、豊かな自然環境を大切にした調和と活気あふれる交流都市の実現を目指す、と示しています。

とりわけ、教育関連分野においては、子育て・教育・文化・スポーツの基本目標として、**地域を支える文化と人を育む環境づくり**を掲げています。この目標は市の教育施策の考え方の基本となるものです。この考え方は教育の目標や施策の根本的な方針を定める大綱においても一致するものであるため、総合計画に掲げる上記の基本目標を大綱の基本目標とします。

## 大綱の基本目標

## 地域を支える「文化と人」を育む環境づくり

次代を担う子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を自分の力で切り拓くため、確かな学力（**知**）と豊かな人間性（**徳**）と健やかな体（**体**）の調和のとれた「生きる力」を、家庭・地域・学校が連携して育んでいきます。

また、人々が心身豊かに暮らせるように、子どもを産みやすく、育てやすい環境を整えるとともに、歴史・文化を継承しつつ、スポーツを通じた健康づくりや知識・教養を深める講座の開催など、幅広い学習の機会を提供することにより魅力ある生涯学習を推進します。

## 4

## 大綱の体系

## 【基本目標】

地域を支える「文化と人」を育む環境づくり

## 【基本施策】

## ◆子育て～子育て支援体制の充実～

- ◇多様なニーズに応じた子育て支援
- ◇保育の充実
- ◇子どもの居場所づくり

## ◆学校教育～生きる力を育む学校教育の充実～

- ◇教育内容の充実
- ◇心の教育の充実
- ◇学校施設・設備等の整備
- ◇障害のある児童生徒への対応
- ◇学校給食の充実

## ◆生涯学習～生涯学習の推進～

- ◇学習機会の充実
- ◇生涯学習拠点機能の充実と施設整備
- ◇学習成果の地域還元
- ◇図書館の充実

## ◆歴史文化～歴史文化の継承～

- ◇市民文化の創造と芸術文化活動の推進
- ◇文化施設の整備
- ◇文化財・史跡の保全・活用
- ◇文化財の調査・保護
- ◇市史の編さん

## ◆スポーツ～みんなが元気になるスポーツの振興～

- ◇地域における健康づくりやスポーツ活動の活性化
- ◇スポーツ施設の整備・利用促進
- ◇競技スポーツの振興

## ◆青少年健全育成～地域で取り組む青少年の健全育成～

- ◇家庭教育の充実
- ◇地域の教育力の向上
- ◇子ども・若者の育成支援

## 5

## 大綱の基本施策

## ◆子育て～子育て支援体制の充実～

## ■目指す姿

- ①安心して子育てをすることができ、子どもが地域で健やかに成長している。
- ②経済的な不安がなく、子どもを産み育てることができる。
- ③子どもを保育する環境が整い、子育てと仕事のバランスが取れている。

## ■施策

## (1) 多様なニーズに応じた子育て支援

- ①障害児など特別な支援を必要とする子どもに対する療育、保育の充実に努めます。
- ②子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどにおける子育て支援環境の充実や、子育てに係る多世代交流の推進を図り、地域における子育て支援を強化します。
- ③子育てサークル活動の活動場所の提供、相談、情報発信の支援を行います。
- ④児童虐待防止のための相談窓口や協力体制を周知するとともに、防止対策を推進します。
- ⑤ひとり親家庭に対する自立支援の充実に努めます。
- ⑥妊娠期から就学前の子どもをもつ保護者とその子どもに対し、切れ目ない支援を行うために子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関と連携をしながら、安心して、妊娠、出産、子育てができるための相談支援を実施します。
- ⑦経済的な理由により修学が困難な方に対し、教育の機会均等を図るため、支援します。

## (2) 保育の充実

- ①老朽化した保育園施設について、地域の人口動向等を勘案し、計画的に建替えや長寿命化、維持管理・修繕等を行うことにより、安全で快適な保育環境づくりに努めます。
- ②一時保育や病児・病後児保育、長時間保育など保護者のニーズに合わせた保育を実施します。
- ③男性の育児参加など、ワーク・ライフ・バランスの推進を家庭や職場で推進します。

## (3) 子どもの居場所づくり



- ①利用可能な学校施設などを有効活用するとともに、必要な施設整備を行い、児童クラブの待機児童ゼロに努めます。
- ②市内4か所の児童館で、それぞれの地域の特性を生かした行事などを実施します。
- ③保護者が安心して子どもを預けられるよう、放課後児童クラブの環境を整え、研修などを通じて職員の質の向上を図ります。

## ◆ 学校教育～生きる力を育む学校教育の充実～

### ■ 目指す姿

- ①児童生徒が心豊かに安心して学習や生活できる環境が整っている。
- ②児童生徒が楽しく学習できる授業や学校の体制が充実している。

### ■ 施策

#### （１）教育内容の充実

- ①地域の特性やさまざまな人材などの教育的資源を取り入れた「特色ある学校づくり」を推進し、地域に愛着と誇りを持てる人材を育成します。
- ②小学校の英語教科化への対応や国際的な人材育成を図るために、ALT（外国語指導助手）の配置拡大や外国にルーツを持つ子どもたちとの多文化共生を進めることで国際理解教育を充実させます。
- ③各学校の実情や個々の学習状況に応じたきめ細やかな教育を実現するため、多様な人材を配置して、一人一人の良さを伸ばす学習の個性化を図っていきます。
- ④新設する日本語初期指導教室カラフルと学校と多文化ルームKIBOUとの連携により、外国にルーツを持つ子どもたちの就学・進学支援を強化します。

#### （２）心の教育の充実

- ①児童生徒の道徳的実践力や人権意識、規範意識を高めるために「心の教育推進活動」を推進します。
- ②いじめ・不登校・問題行動の問題について総合的・根本的に検討し、その予防や対応を積極的に進めます。

#### （３）学校施設・設備等の整備

- ①児童生徒数の推移予測を踏まえ、各施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定して、学校施設の維持・更新を計画的に進めます。
- ②GIGAスクール構想の実現のため、学校ICT環境の整備を進めます。
- ③温水プールを利用した小学校の水泳授業をモデル事業として実施します。

#### （４）障害のある児童生徒への対応

- ①障害のある児童生徒への教育支援体制の整備・強化を図ります。

- ②県と緊密に連携し、県立特別支援学校の令和4年度開校を目指します。
- ③心身に障害のある児童生徒一人一人の力を伸ばす教育を推進するとともに、特別支援教育の充実と振興を図ります。

### **(5) 学校給食の充実**

- ①給食センターの老朽化に対応するため、新学校給食センターを令和3年9月の開設を目指して建設します。また、施設全体の整備のあり方を検討します。
- ②家庭・地域・学校と連携し、今後も地産地消の推進と児童生徒が食育を学ぶ機会の充実を図ります。

## **◆生涯学習～生涯学習の推進～**

### **■目指す姿**

- ①市民が生涯を通して学習し、生きがいを持ち、心豊かな人生を送っている。
- ②市民が学習の成果を、生涯学習機会の拡大やまちづくりに生かしている。
- ③市民が読書に親しみ、豊富な知識や情報を得て暮らしや人生に生かしている。

### **■施策**

#### **(1) 学習機会の充実**

- ①市内の各地域でバランスの取れた学習プログラムを提供するために、生涯学習講座の充実と、誰もが選択可能な学習体系の確立を図ります。また、大学などと連携して生涯学習の充実を図ります。
- ②さまざまな知識や技能を持った方を登録する講師登録制度を充実させ、地域活動の中で活用できる仕組みをつくります。
- ③学習指導者を育成するとともに、市民が主体となったサークル活動などを支援します。
- ④生涯学習事業の年間の講座やイベントを集約した情報ガイドを広報紙に折り込むなど、情報発信の充実に努めます。

#### **(2) 生涯学習拠点機能の充実と施設整備**

- ①生涯学習を推進するための中央機能の充実と併せて、各公民館・ふれあいセンターが担う役割を明確にし、組織的かつ体系的に事業を展開することで、生涯学習機会の充実と均衡を図ります。
- ②西尾市公共施設再配置基本計画及び今後策定予定の施設長寿命化計画に基づき、公民館やふれあいセンターの計画的な施設整備に努めます。

#### **(3) 学習成果の地域還元**

- ①さまざまな行政分野での市民協働と併せて、地域課題やまちづくりをテーマとした学習機会を提供します。

#### （４）図書館の充実

- ①図書館情報システムを有効活用し、市内全域を網羅した物流システムの確立により利用者の利便性を図り、利用の拡大を目指します。
- ②ボランティアや子ども司書との協働や民間事業者との連携により、読書環境を整備し、子ども読書活動を積極的に推進します。
- ③多様化する資料形態や市民ニーズに対応できる蔵書構成と管理運営体制の構築、施設の更新・充実を図ります。

### ◆歴史文化～歴史文化の継承～

#### ■目指す姿

- ①市民がさまざまな文化芸術に親しむことができる。
- ②市民が身近に歴史文化に親しむことができる。
- ③各地域における昔からの伝統行事が大切に受け継がれている。
- ④観光客が歴史文化を体感することができる。

#### ■施策

##### （１）市民文化の創造と芸術文化活動の推進

- ①市民や文化活動団体、企業など多様な主体と連携・協働を図り、より多くの市民がさまざまな角度から文化芸術に親しめる機会を提供します。
- ②地域に伝承されてきた伝統文化の保存育成を支援し、地域ぐるみで文化を育みます。

##### （２）文化施設の整備

- ①文化会館が利用しやすい施設となるように、計画的に改修・修繕を行うとともに、運営方法の改善に努めます。
- ②資料館などの展示施設は、利用しやすい文化交流・歴史学習の拠点として再整備します。
- ③美術博物館について調査研究を進めていきます。

##### （３）文化財・史跡の保全・活用

- ①地域を代表するような歴史遺産について、市民の協力を得て広く PR し活用します。
- ②岩瀬文庫所蔵資料の調査研究成果を基に、所蔵資料をより活用させ得るツールとして詳しい蔵書データベースを作成・公開します。
- ③さまざまな学習ニーズに応えるため、企画展や講座などの内容を充実し、分かりやすく公開します。
- ④文化財を総合的に保存・活用するとともに、次世代に継承し、文化財を活用し

たまちづくりや観光客誘致を図るための文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」を策定します。

#### (4) 文化財の調査・保護

- ①文化財の保護・活用を推進していくため、未発掘の文化財の掘り起しなど調査研究を行い、指定・保護を図ります。
- ②多くの市民が歴史に親しむことのできるよう、史跡説明板の設置や学習の場の提供を進めます。
- ③西尾城跡と城下町を含めた城跡全体の遺構を調査し保存を図るとともに、歴史資源を生かした地域振興や観光客誘致のための整備を含めた「西尾城跡保存活用計画」を策定します。

#### (5) 市史の編さん

- ①市域での歴史を伝え、学ぶための基本となる市史の編さんを進めます。

### ◆スポーツ～みんなが元気になるスポーツの振興

#### ■目指す姿

- ①市民一人一人のニーズに合ったスポーツメニューが提供されている。
- ②スポーツ施設が整備され、市民がスポーツに親しむ環境が整っている。
- ③トップアスリートとふれあうことにより、多くのアスリートが輩出されている。

#### ■施策

##### (1) 地域における健康づくりやスポーツ活動の活性化

- ①スポーツ教室は、初・中・上級者向けや年代別の種目などを充実し、多様な市民ニーズに応える体制を整えます。
- ②生涯スポーツから競技スポーツまで、ニーズに応じた指導者の人材発掘や育成、資質向上に努めます。
- ③スポーツボランティアのさらなる普及と人材の育成を図ります。
- ④障害者スポーツの普及を進めます。
- ⑤既存の総合型地域スポーツクラブの自立に向けた支援を継続します。
- ⑥スポーツ振興を担うスポーツ推進委員会の活動の支援を継続します。

##### (2) スポーツ施設の整備・利用促進

- ①長期修繕計画に基づき計画的な改修や再編を行うとともに、更なる利用促進を目指します。
- ②学校体育施設のより効果的な施設開放が可能となるよう学校と連携を強化します。
- ③西尾市総合運動場整備基金の計画的な積み立てを図るとともに、将来整備を目

標とした構想づくりのための調査研究を進めます。

### （3）競技スポーツの振興

- ①一般社団法人スポーツ協会の組織強化のため、支援を継続します。
- ②トップアスリートを招いたスポーツイベントや大会を積極的に招聘します。
- ③市とホームタウンパートナー協定を結ぶエアリービーズとの連携を強化し、市民の競技スポーツに対する関心の向上に努めます。

## ◆青少年健全育成～地域で取り組む青少年の健全育成～

### ■目指す姿

- ①子どもたちは、子ども会やおやじの会の活動に積極的に参加し、年齢の異なる子どもたちや地域の人々との交流を深めている。
- ②家族の絆が深まり、家族でふれあう時間を大切にするようになっている。
- ③家庭、学校、地域が連携して、子どもたちを見守っている。

### ■施策

#### （1）家庭教育の充実

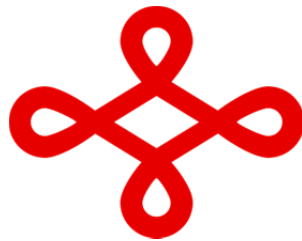
- ①おやじの会や寺子屋にしおなどの取り組みを推進し、子どもたちが親や地域とのふれあいを深め、自立できるよう支援します。
- ②子どものしつけや家庭教育を見つめ直し、家庭教育講座や託児付き講座を開催することにより、地域ぐるみで家庭教育の活性化を図ります。
- ③子どもの頃から「将来の夢」について語り合える家庭教育の普及に努めます。

#### （2）地域の教育力の向上

- ①子どもたちが地域に溶け込み、豊かな人間性と生きる力が育成されるように、おやじの会など地域で学校を支援する活動を推進します。
- ②PTAや子ども会などと連携し、青少年の健全育成や生涯学習社会の活性化に努めます。

#### （3）子ども・若者の育成支援

- ①少年愛護センターによる街頭補導活動をより効果的に展開します。
- ②家庭、学校、地域、各種団体が連携して、子ども・若者に対する支援活動を行います。



---

## 西尾市教育大綱 2020▶2022

発行：令和2（2020）年3月

編集・発行：西尾市 総合政策部 企画政策課

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田2番地

Tel: 0563-65-2154 (直通) Fax: 0563-56-0212

E-mail: [kikaku@city.nishio.lg.jp](mailto:kikaku@city.nishio.lg.jp)